

奨学制度

本学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構及び、地方自治体、民間育英団体のものがあります。各団体から募集の案内があり次第、掲示板でお知らせします。

■日本学生支援機構奨学金（貸与）

1. 奨学金の種別と貸与月額（2025年度現在）

- ① 第一種奨学金（無利子） 修士・博士前期課程 50,000円または88,000円、博士後期課程 80,000円または122,000円
- ② 第二種奨学金（有利子）
貸与月額は50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円から選択

2. 予約採用

大学在学中に日本学生支援機構の予約採用が決定している学生は、入学後、期日までに「奨学生採用候補者決定通知」を学生支援センターへ提出してください。期日までに提出がなければ奨学生の資格を失います。

3. 在学採用

- ① 毎年4月に募集があり、年度によっては秋に追加募集が行われます。
- ② 4月中に新規申込に関する案内がありますので、ご確認ください。
- ③ 主に家計基準、学力基準をもとに日本学生支援機構による審査があります。なお、申込から採用まで約3～4ヶ月かかります。
- ④ 毎年、継続願の提出が必要です。提出がない場合は次年度奨学金を受けることはできません。手続き等については、ユニパにて案内します。

4. 緊急採用（無利子）・応急採用（有利子）

生計維持者（本人。配偶者がいるときは本人及びその配偶者等）の失業、死亡、火災等により家計が急変し、奨学金の必要が生じた場合、家計急変より1年以内である場合に限り、いつでも奨学金の申し込みができます。希望者は学生支援センターへ相談してください。

5. 奨学金の返還

- ① 奨学金は貸与ですので原則、卒業後20年以内に返還しなければなりません。
- ② 修了年次生に対して奨学金の返還に関する説明会があります。ユニパにて案内しますので、ご確認ください。

6. 在学猶予

前大学在学中に日本学生支援機構奨学生であった者が本学在学中の返還猶予を願い出る場合、期日までにスカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出するか、所定の「在学届」を学生支援センターへ提出してください。「在学届」は日本学生支援機構のホームページを参照ください。

■日本学生支援機構奨学金（授業料後払い制度）

授業料後払い制度とは、大学院修士課程（博士前期相当の課程を含む）の学生が、在学中は授業料を納付せず、修了後に所得等に応じた金額を納付（後払い）するという制度です。

具体的には、日本学生支援機構が授業料相当額の奨学金（支援対象授業料）を奨学生に貸与したものととして直接大学に振り込み、卒業後に、所得に応じて学生が日本学生支援機構に返還するものです。

本制度では、授業料相当額の支援を含む「授業料支援金」と、在学中の生活費の支援である「生活費奨学金」の2つの支援を無利子で受けることができます。

なお、第一種奨学金との併用はできませんが、第二種奨学金との併用は可能です。また、保証料の支払い（機関保証への加入）が必須となります。

■地方自治体奨学金（貸与・給付）

1. 地方自治体（都道府県・市町村）によっては奨学金制度があります。
2. これらについては個人で直接出願する方式が多く、各自、出身都道府県や市町村の関係機関へ問い合わせてください。
3. 一部の地方自治体奨学金は、他の奨学金（例えば、日本学生支援機構奨学金）との重複貸与を認めていな

い場合もありますのでよく確認してください。

■民間育英団体奨学金（貸与・給付）

1. 民間団体による奨学金制度があります。
2. ユニパでお知らせします。